

(一財) 自治総合センター コミュニティ助成事業概要 (地域防災組織育成助成事業・地域の芸術環境づくり助成事業・地域国際化推進助成事業は除く)

助成事業名	一般コミュニティ助成事業	コミュニティセンター助成事業	青少年健全育成助成事業	地域づくり助成事業	
				ア 共生の地域づくり助成事業	イ 活力ある地域づくり助成事業
対象事業	住民が自主的に行うコミュニティ活動の推進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げることを目指すもので、コミュニティ活動に直接必要な設備等の整備に関する事業。	住民の行う自主的なコミュニティ活動を積極的に推進し、その健全な発展を図るため、住民の需要の実態に応じた機能を有する集会施設(コミュニティセンター・自治会集会所等)の建設又は大規模修繕、及びその施設に必要な備品の整備に関する事業。	青少年の健全育成に資するため、スポーツ・レクリエーション活動や文化・学習活動に関する事業及びその他コミュニティ活動のイベントに関する事業等、主に親子で参加するソフト事業。 但し、自治総合センターが実施している野球、バレーボール、サッカーに関する事業と重複するものは対象外。	地域の創意工夫により、地域の実情に応じて、子ども、女性、高齢者、障がい者など全ての住民にやさしいまちづくりを進めるための先導的な設備等(建築物、消耗品は除く)の整備に関する事業又はソフト事業。	地域の活性化に資するため、地域資源の活用や広域的な連携を目的として実施する特色あるソフト事業。
助成対象団体	市町、広域連合、一部事務組合及び地方自治法の規定に基づき設置された協議会				
事業実施主体	市町又は市町が認めるコミュニティ組織			市町	市町、広域連合、一部事務組合、指定管理者、特定公益法人及び実行委員会
助成金額 (10万円単位)	100万円～250万円	対象となる総事業費の3/5以内に相当する額。 但し、1,500万円を上限。	30万円～100万円	1,000万円を限度。 但し、ソフト事業の場合は500万円まで。 (一事業で、ハード事業とソフト事業の両方することは不可)	200万円を限度
助成対象経費	コミュニティ活動に直接必要な設備の整備に要する経費。 但し、建築物、消耗品は対象外。 既存設備等の修理、修繕は原則対象外。	コミュニティ活動推進のために、必要な施設の建設又は修繕に要する経費とその施設に必要なとされる備品(一般コミュニティ助成事業との併用は不可)に要する経費。 但し、土地の取得、既存施設購入、既存施設の撤去・処理、外構に要する経費は対象外。	青少年健全育成事業のソフト事業に要する経費。 但し、事業実施主体の経常的経費、他用途に転用可能な備品や消耗品の購入経費、工事を伴う施設整備等の経費、食糧費等は対象外。	共生の地域づくりに要する経費。 但し、用地取得に要する経費等は対象外。	活力ある地域づくり助成事業に要する経費 但し、事業実施主体の経常的経費、他用途に転用可能な備品や消耗品の購入経費、工事を伴う施設整備等の経費、食糧費等は対象外。

(一財) 自治総合センター シンポジウム助成事業・環境保全促進助成事業・宝くじスポーツフェア事業概要

助成事業名	シンポジウム助成事業	環境保全促進助成事業	宝くじスポーツフェア		
			ドリーム・ベースボール	はつらつママさんバレーボール	ドリーム・サッカー
対象事業	地方公共団体が企画するシンポジウム。 「パネルディスカッション」(必須)・「基調講演」・「事例発表」 「展示会」等。	都道府県、市町、市町が認めるコミュニティ組織が行う地域環境及び地球環境に係る保全活動・教育啓発の推進を図るためのソフト事業であって、各種イベント、交流会・発表会及び指導者養成研修会等の事業。 ※毎年繰り返し実施する事業や書籍類の刊行、本事業に供しない備品の購入、及び単発的なクリーン作戦等、本事業の趣旨になじまないものは対象外。	タイトルホルダー等の著名な元プロ野球選手によるドリームチームと開催地チームとの親善試合、野球教室等を行う。	バレーボールの世界大会、オリンピック等出場経験者からなるドリームチームと開催地ママさんチームとの親善試合、バレーボール教室等を行う。	サッカー元日本代表選手及び元日本代表に準ずる元選手からなるドリームチームと開催地チームとの親善試合、サッカー教室等を行う。
助成対象団体	都道府県又は市町		主催者は、開催地の都道府県、市町及び自治総合センター		
事業実施主体	主催者は、助成対象団体又は実行委員会及び自治総合センターとする。 また、実行委員会が主催者となる場合には、必ず助成対象団体も実行委員会に参画すること。	都道府県、市町、市町が認めるコミュニティ組織			
助成金額 (10万円単位)	300万円を限度	都道府県・市町が実施団体の場合：200万円以内 市町が認めるコミュニティ組織が実施団体の場合：100万円以内	事業の実施に要する経費は、原則として一般財団法人自治総合センターが負担するが、次の業務に要する経費は、開催地の負担。 ①会場及び付帯施設、設備の提供と運営(ただし、野球・サッカーの音響費を除く) ②運営スタッフの提供 ③参加者、出場者の募集と管理 ④開催告知及び集客(ただし、告知用のポスター・チラシは、財団法人自治総合センターで作成し、提供する) ⑤選手等の送迎(最寄り駅あるいは空港から宿泊地の間等。ただし、2日間の選手送迎用のバス借り上げ費用は、一般財団法人自治総合センターにおいて負担、それ以外は、開催地の負担とする) ⑥選手、スタッフの昼食等手配		
助成対象経費	■助成の対象となる経費例 ①パネリスト等謝金・交通旅費(ただし、1名あたりの謝金の額は、100万円を上限) ②食糧費(ただし、レセプション・懇親会・反省会等にかかる経費は対象外) ③会場設営費(会場借上料も対象) ④ポスター、チラシ、プログラム、看板、横断幕等製作費 ⑤広告費(新聞掲載費、掲示費等) ⑥保険料(催事保険料等) ⑦委託費(ただし、シンポジウムの企画・運営等事業全般を一括して業者に委託する場合は対象外) ■助成の対象とならない経費例 ①都道府県、市町職員及び実行委員会関係者の賃金、時間外勤務手当等の人件費 ②備品費 ③造営費(会場となる建物本体の造営・修繕等に係る費用) ④賞金・賞品代(安価な記念品程度ならば可。ただし現金と同様にみなされる商品券等は不可。) ⑤シンポジウムのテーマと直接関連のない企画、プログラムに係る経費 ※その他、特殊な費用がある場合は、申請前に要相談	■助成の対象となる経費例 ①出演料・謝金(1名あたり100万円を上限) ②旅費・交通費(宿泊費含む) ③会場設営費(会場借上料も対象) ④ポスター、チラシ、プログラム、看板、横断幕等製作費(事業終了後に作成する広報媒体については対象外) ⑤保険料(催事保険料等) ⑥委託費(事業全部を委託する場合は対象外) ■助成の対象とならない経費例 ①都道府県、市町職員の賃金、時間外勤務手当等の人件費 ②備品費 ③食糧費(ただし、講師等の昼食代は対象) ④印刷製本費(イベント等終了後に作成する報告書・写真集等) ⑤賞金・賞品代・報償品(安価な記念品程度ならば可。ただし、現金と同様にみなされる商品券等は不可) ⑥事業実施に必要な物品の購入資金を現金で対象者に支給すること(購入に係る補助金を含む) ※その他、特殊な費用がある場合は申請前に要相談			

(一財) 地域活性化センター 助成事業概要

助成事業名	移住・定住・交流推進支援事業	地方創生に向けて“がんばる地域”応援事業			地方創生アドバイザー事業	
	一般事業	ア 地方創生人材育成伴走型支援事業	イ 地域経済循環分析事業	ウ 一般事業		
対象事業	<p>都市住民等の移住・定住・交流の推進や住民同士の交流を推進することにより、地域を活性化する事業とし、次の基準に適合するもの</p> <p>①助成対象団体、もしくは地域団体等が自主的・主体的に実施するものであること。(計画策定のみに係る事業については対象外)</p> <p>②助成終了後の事業展望が明確であり、持続性・発展性のある事業と認められるものであること。</p> <p>③他に国の補助金の交付を受けていないこと。</p>	<p>将来的な地域の消滅可能性危機を回避することを目的に、「地方創生」に向けて、自治体や地域団体等が住民と共に実施する事業であり、次の基準に適合するもの。</p> <p>①助成対象団体、または地域団体等が自主的・主体的に実施するものであること。</p> <p>②事業展望が明確であり、助成終了後も継続・発展して実施されると認められるものであること。</p> <p>③他に国の補助金の交付を受けていないこと。</p>	<p>地域活性化センターと連携協定の締結等により密接な関係があり、かつ、地方創生及び地域づくりの推進に貢献できる人材を育成するための具体的な実行計画を策定した団体が事業実施主体となり、センターの承認に基づき実施する人材育成事業</p>	<p>センター役職員の助言を受けて地域経済の循環構造に係る分析を行うとともに、その結果に基づき地域経済の活性化に向けた施策の方向性案を検討するもの</p>	<p>次に掲げる要素を含むもの</p> <p>①集落の維持活性化、コミュニティビジネスによる小さな地域経済循環の創造、</p> <p>②子ども・女性・若者・シニア等が活躍する地域づくり</p> <p>③食料・エネルギーの地産地消等、地域内支え合いの仕組みづくり</p> <p>④その他、地方創生に向けた地域ぐるみの取組</p>	<p>地方創生に向けて適切な助言を行う各分野の専門家（アドバイザー）を招聘し、自主的、主体的、継続的に地域づくり活動に取り組む事業。</p>
助成対象団体	<p>■市町</p> <p>■広域連合、一部事務組合及び地方自治法の規定に基づき設置された協議会</p>	<p>■市町</p> <p>■広域連合、一部事務組合及び地方自治法の規定に基づき設置された協議会</p>				
事業実施主体	<p>■市町</p> <p>■地域づくり団体（地域づくり団体全国協議会に登録しているもの）</p> <p>■NPO・ボランティア団体</p> <p>■各種協議会、地域の自治組織</p> <p>■商工会議所、商工会、農業協同組合、観光協会、森林組合又は漁業協同組合</p>	<p>■市町</p> <p>■地域づくり団体（地域づくり団体全国協議会に登録しているもの）</p> <p>■NPO・ボランティア団体</p> <p>■各種協議会、地域の自治組織</p> <p>■商工会議所、商工会、農業協同組合、観光協会、森林組合又は漁業協同組合</p>			<p>■市町</p> <p>■広域連合、一部事務組合及び地方自治法の規定に基づき設置された協議会</p>	
助成金額	200万円を上限	150万円を上限	200万円を上限	150万円を上限	20万円を上限	
助成対象経費	<p>助成対象団体が実施する事業費又は事業を実施する地域団体等に対して助成対象団体が行う補助に要する経費。</p> <p><対象経費></p> <p>報償費、旅費、需用費（消耗品・印刷製本費・光熱水費・修繕費・図書購入費・燃料費）、役務費（通信運搬費・損害保険料・広告料）、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、備品購入費</p> <p>※詳細については「留意事項」を参照</p>	<p>市町が実施する事業費又は事業を実施する地域団体等に対して市町が行う補助に要する経費。（「ア 地方創生人材育成伴走型支援事業」は、助成対象団体が実施する事業費に限る。）</p> <p><対象経費></p> <p>報償費、旅費、需用費（消耗品・印刷製本費・光熱水費・修繕費・図書購入費・燃料費）、役務費（通信運搬費・損害保険料・広告料）、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、備品購入費</p> <p>※詳細については「留意事項」を参照</p>			<p>助成対象団体がアドバイザーを招聘するために要する謝金、交通費及び宿泊費。</p> <p>■謝金 実際に事業に要する額とし、アドバイザー1人1回につき10万円を上限。</p> <p>■交通費 実際に事業に要する額とし、日当及びグリーン料金等は除く。</p> <p>■宿泊費 実際に事業に要する額とし、アドバイザー1人1泊につき13,300円を上限。</p>	

(一財) 地域活性化センター 助成事業概要

助成事業名	地域づくり団体活動支援事業	地域づくり団体クラウドファンディング活用支援事業
対象事業	<p>(1) 地域づくり団体が行う自主的・主体的な地域づくりのために講師等を招聘して開催する研修会等の事業(多数の聴講者を対象とし、営利を目的としないもの)。</p> <p>(2) 助成対象団体が自主的・主体的な地域づくりや団体の内部体制の強化等のためにアドバイザー等を招聘して指導もしくは助言を受ける事業。</p>	<p>地域づくり団体が行う自主的・主体的な地域づくりのためにクラウドファンディングを活用し、支援総額が目標金額を達成した事業(クラウドファンディングの目標金額が30万円以上のものを対象)。</p>
助成対象団体	<p>■地域づくり団体全国協議会に登録している地域づくり団体(賛助会員)</p>	<p>■地域づくり団体全国協議会に登録している地域づくり団体(賛助会員)</p>
事業実施主体		
助成金額	15万円を上限	目標金額の25%又は25万円のいずれか低い額
助成対象経費	<p>■謝金 別表に定める範囲内で実際に事業に要する額とし、10万円を限度。</p> <p>■旅費 実際に事業に要する交通費及び宿泊費(日当は含まない)と、全国協議会規程第5条に基づき「一般財団法人地域活性化センター旅費規程」を準用して算出した交通費及び宿泊費等のいずれか小さい額とし、10万円を限度。</p>	<p>助成対象団体が事業を実施するために要する経費</p> <p>■アドバイザー招聘費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・謝金 10万円を上限 ・旅費 10万円を上限 <p>■広報費 15万円を上限(クラウドファンディング活用における広報に要する額)</p> <p>■リターン品に係る経費 10万円を上限(支援に対するリターン品に係る経費に要する2分の1の額)</p> <p>■支払手数料 10万円を上限(クラウドファンディング事業者に支払う手数料の2分の1の額)</p>

(公財) 地域社会振興財団 人生100年時代づくり・地方創生ソフト事業費交付金事業 概要

助成区分名	雇用・就業 対策事業	健康づくり 推進事業	介護保険制度等 充実支援事業	医療対策事業	福祉対策事業	学習・社会参加 活動促進事業	住宅・生活環境 事業	市場活性化・研究 開発推進のための 事業	少子化対策事業	地方移住・関係 人口創出事業	その他
事業例	<ul style="list-style-type: none"> 中高齢者の雇用促進事業 現役勤労世代の活力向上推進事業 高齢者の雇用・就業の場の維持、拡大事業 高齢者の能力活用事業 シルバー人材センター事業 起業支援事業 	<ul style="list-style-type: none"> 健康ネットワーク活動事業 健康づくり食生活普及事業 健康づくり食生活普及事業 健康運動医学推進事業 介護予防推進事業 	<ul style="list-style-type: none"> 地域包括ケアシステムの深化・推進事業 高齢者介護サービスの充実支援事業 医療と介護の連携推進事業 介護と仕事の両立支援事業 	<ul style="list-style-type: none"> 地域医療従事医師及び看護師確保対策・養成事業 休日、夜間当番医の運営事業 救急医療機関活動事業 地域歯科医療確保対策事業 地域保健対策 地域医療技術向上推進事業 地域医療支援事業 オンライン診療普及推進事業 	<ul style="list-style-type: none"> 在宅福祉対策事業 認知症高齢者対策事業 在宅介護支援事業 障害者生きがい支援事業 福祉情報ネットワーク整備事業 	<ul style="list-style-type: none"> ICT利活用による地域コミュニティづくり支援事業 高齢者大学開設事業 人生100年時代社会参加活動促進事業 世代間交流の促進事業 健やかコミュニティモデル地区育成事業 各種ボランティア活動推進事業 生涯学習ふれあい事業 高齢者スポーツ振興事業 	<ul style="list-style-type: none"> 住宅の供給促進事業 高齢者用住宅システム開発事業 高齢者交通安全対策事業 高齢者の保護(バリアフリー)体制づくり事業 緑地公園等の整備計画事業 	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者の健康確保研究開発事業 高齢者の生活と活動を支える研究開発事業 研究者の養成事業 研究開発支援体制事業 	<ul style="list-style-type: none"> 結婚支援プラットフォーム整備事業 妊娠・出産サポート事業 子ども・子育て支援事業 子育てと仕事の両立支援事業 	<ul style="list-style-type: none"> お試し移住支援事業 地域企業等人材マッチング支援事業 地方創生テレワーク促進事業 地域の魅力・情報発信支援事業 	<ul style="list-style-type: none"> 「働き方改革実行計画」に基づく取組推進事業 「第5次男女共同参画社会基本計画」に基づく取組推進事業 長寿社会を考える「県民の集い」開催事業 財団が特に必要と認める事業
対象事業者	県、市町										
交付条件	<ul style="list-style-type: none"> 県及び市町が高齢社会対策大要綱の実現に資するために行う単独事業 実施期間が毎年4月1日から翌年3月31日までの単年度事業 国、地方公共団体の補助金を受けていない事業 										
交付金額	県：1団体複数の事業の申請を可とし、合計で16,000千円程度まで 市町：1団体1件まで、1件3,000千円程度まで										
交付対象経費	<ul style="list-style-type: none"> 消耗品費（医師の研究事業における書籍購入費は対象外） 印刷製本費 旅費交通費（海外研修、学会参加に係る旅費は対象外） 通信運搬費（役務費） 賃借料（使用料）（申請者の事務所等の賃料は対象外） 謝金（1人1日5万円上限、総額は申請額の50%以内） 報酬（会計年度任用職員の賃金は1人1日1万円を上限、委員会委員の報酬は対象外） 委託費（申請額の50%以内、事業の全てを委託するものは対象外） 										

(一財) 地域総合整備財団 (ふるさと財団) 助成事業概要

助成事業名	ふるさとものづくり支援事業		地域イノベーション連携モデル事業	地域再生マネージャー事業			公民連携アドバイザー派遣事業
事業内容	<p>【新商品開発】 新商品開発に取り組む企業等に対して市町が必要な経費の補助を行うときは、経費の規模に応じて予算の範囲内において補助金を交付。</p>	<p>【商品化】 新製品開発に取り組む、試作品が完成したものの、商品化に至っていない企業等に対して、市町がその商品化に向けた市場調査、販路開拓等に必要な経費等への補助を行うとき、予算の範囲内において補助金を交付。</p>	<p>地域イノベーション連携についてモデルとなる地方公共団体によるケーススタディを行い、成果を全国に発信するとともに、地方創生に資するよう活力と魅力ある地域づくりを支援する。</p> <p>(対象事業) 事業目的に合致し、かつ、次の全てに該当するもの ①市町が要綱に定められた年度に実施するもの ②市町が地域イノベーションの推進を目的として、外部専門家を活用し、地域イノベーション連携を実施するもの ③市町又は代表団体が外部専門家又は外部専門家が所属する法人との委託契約を締結するもの ④他の市町村における地域イノベーション連携のモデルになり得るもの ⑤当該事業に係る補助金等を国等から受けないもの</p>	<p>【外部専門家短期派遣】 市町等が地域再生に取り組むに当たり、地域の課題や課題解決に向けた方向性が明確になっていない初期段階において、財団より派遣される外部専門家を活用することで、その解決に向けた地域再生の方向性を明確にする。</p>	<p>【ふるさと再生事業】 市町等が、地域再生に取り組もうとする際の課題への対応について、外部専門家を活用して地域住民主体による持続可能な実施体制を構築し、地域資源を活用したビジネスの創出、観光・農林水産業等の振興による地域経済の活性化、地域への移住・定住の促進、関係人口の創出等を図るために実施する事業に支援を行う。</p>	<p>【まちなか再生事業】 市町村等が、まちなか(生活に必要な機能)が相当程度集積する区域)において生じているまちとしての魅力・求心力の低下等の課題への対応について、外部専門家を活用して総合的な見地からまちなかのにぎわい創出など都市機能等の充実を推進し、まちなかの再生を図るために実施する事業に支援を行う。</p>	<p>地方公共団体における公民連携事業の事例等に関する調査・研究のため、公民連携事業を推進する地方公共団体の要請に応じ、シンクタンク等の専門家、実績を有する地方公共団体職員又は財団の担当職員(以下「アドバイザー」という。)を講師として派遣し、現地調査を行うと同時に助言を行う</p> <p>※公民連携事業… ①PFI事業をはじめとする公共施設等の整備、運営管理などハード分野の取り組みや、地域課題・行政課題をデジタル技術等で解決するソフト分野の取り組みを、公民連携(PFP)で実施する事業 ②公共施設等を総合的に把握し、財政運営と連動させながら管理・活用する取り組みであり、公共施設等で提供されるサービスの運営も含むもの</p>
対象事業者	市町 (企業等へは市町から補助)		<p>■市町 ■複数の市町村が共同で事業を実施する場合は、当該事業を代表する団体</p>	<p>■市町 ■複数の市町村が共同で事業を実施する場合は当該事業を実施する市町村等(広域連合等地方自治法に基づく団体が実施する場合にあっては当該団体)</p>			地方公共団体
補助率	補助対象経費の2/3以内 (過疎地域等においては9/10)		補助対象経費の2/3以内	—	2/3以内		—
補助上限額	1,000万円以内	200万円以内	700万円以内	—	700万円以内 (市町単独の場合)		—
助成対象経費	謝金、旅費、原材料費、機械装置費、工具器具費、委託費、技術指導費、産業財産権導入費、会議事務費、人件費、広報費、その他		委託料、会議費、印刷製本費、広告宣伝費、原材料費、旅費、消耗品費、通信運搬費その他の補助対象事業を実施するために必要となる経費	派遣に要する経費(謝金・旅費)は、原則として財団が負担し、財団から外部人材へ直接支払う。	外部専門家の活用に関する経費、委託料、会議費、印刷製本費、広告宣伝費、原材料費、旅費、消耗品費、通信運搬費その他の補助対象事業を実施するために必要となる経費		アドバイザー等の派遣に要する経費(謝金・旅費)は、原則として財団が負担。